

【諮問第270号】

28川情個第37号
平成28年12月20日

川崎市議会
議長 石田 康博 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 三浦 大介

公文書開示請求に対する全部開示処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年12月25日付け27川議議第637号で諮問のありました、公文書開示請求に対する全部開示処分に係る異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

1 審査会の結論

実施機関川崎市議会が行った全部開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成27年11月17日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。平成28年条例第3号による改正前のもの。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市議会（以下「実施機関」という。）に対し、〇〇病院の医師が精神保健指定医の資格を不正取得したなどとして厚生労働省に指定を取り消された問題に関する一切の公文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を①市議会本会議録及び特別委員会記録、②執行機関からの市議会議員宛て情報提供文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成27年12月2日付けで、全部開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、条例第22条第1項の規定に基づき、平成27年12月6日付けで、「さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。その際に仮に非開示部分が含まれていた場合は、公益上の理由による裁量的開示を行うことを求める。」として異議申立てを行った（当審査会諮問第270号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成27年12月6日付け異議申立書、平成28年3月14日付け意見書及び同年9月20日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分については、文書の探索が不十分であるか、対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である。
- (2) 議会で当該事件について議員が使用したパネル、議員や傍聴者への配布資料等を特定すべきである。
- (3) 市長部局に対する異議申立てにおいて、公文書の特定が不足しているという主張をしていたことから、他の部局における公文書についても同様に、特定の不足を理由とする異議申立てがなされていると判断すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成28年2月5日付け処分理由説明書及び同年7月26日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関における会議の開催及びこれに係る公文書について
ア 実施機関では、本会議、特別委員会等の会議が開かれており、これらの会議の運営に必要となる公文書を取得、作成している。会議の発言内容は本会議録又は委員会記録としてまとめており、市議会ホームページの会議録検索システムで閲覧することができる。異議申立人に対してもその旨の案内をしたところ、

公文書開示請求により写しの交付を求めるとのことであった。

イ 重要な市政情報については、市長等の執行機関が適宜、議員へ文書により情報提供を行っている。情報提供が行われる際には、実施機関が執行機関から当該情報提供文書の写しを受領し、保管している。

(2) 本件処分に対する考え方

ア 本件請求を受け、会議録等の発言内容を精査、確認したところ、本会議及び決算審査特別委員会において、当該事案に関する発言がされていたため、関係する部分について全部開示処分とした。

イ 本件に関しては、市長等の執行機関から4回にわたり議員宛に情報提供が行われており、報道機関等に公表されている情報であることから、これらの文書について全部開示処分とした。

ウ 本会議、決算審査特別委員会以外の会議においては、請求対象となる発言はされておらず、他に対象となる会議録等は存在しない。その他、本会議、特別委員会、常任委員会等の会議における記録や配布資料、請願、陳情、要望書等、議員からの調査依頼に基づく収集資料等について確認したが、本件の対象となる公文書は存在しなかった。

エ 異議申立人は、議員が使用したパネル、議員や傍聴者への配布資料等があるのではないかと主張しているが、物品（パネル等）やディスプレイを使用する際には事前届出の手続きが必要であり、本件については該当する届出がなかった。また、本件に関する傍聴者への配布資料も存在しない。

5 審査会の判断

(1) 実施機関が対象公文書として特定し、全部開示した公文書

異議申立人は、平成27年11月17日の本件請求に先立つ同年8月10日、本件請求と同一内容の開示請求を行い、実施機関により同年8月24日に全部開示処分がなされ、次のような公文書（平成27年6月15日から7月8日にかけての市議会本会議録と健康福祉委員会委員宛て情報提供文書）が開示された。

① 市議会本会議録

①-1 平成27年第3回定例会会議録 第1日（6月15日）市長提案説明

①-2 平成27年第3回定例会会議録 第3日（6月24日）

自民党代表質問（廣田議員質問、健康福祉局長答弁、廣田議員再質問、病院局長答弁）

公明党代表質問（沼沢議員質問、市長答弁）

② 健康福祉委員会委員宛て情報提供文書

②-1 平成27年4月16日付け「〇〇病院に関連する精神保健指定医取消処分に係る本市の対応について」

②-2 平成27年6月18日付け「〇〇病院に関連した精神保健指定医の取消処分について」

②-3 平成27年7月8日付け「〇〇病院に対する立入検査等について」

異議申立人は、同年11月17日に同年8月10日と同一内容の開示請求を再

度行い、実施機関により同年12月2日に全部開示処分がなされ、次のような文書（平成27年9月1日から10月6日にかけての市議会本会議録、決算審査特別委員会健康福祉分科会会議録、決算審査特別委員会全体会議録、健康福祉委員会委員宛て情報提供文書）が追加的に開示された。

① 市議会本会議録等

①-3 平成27年第4回定例会会議録 第1日（9月1日）市長提案説明

①-4 平成27年第4回定例会会議録 第3日（9月10日）

自民党代表質問（松原議員質問、健康福祉局長答弁）

①-5 平成27年決算審査特別委員会 健康福祉分科会（9月29日）

石田和子委員質疑、病院局長答弁

①-6 平成27年決算審査特別委員会 全体会第2日（10月6日）

共産党総括質疑（井口委員質疑、市長答弁）

② 健康福祉委員会委員宛て情報提供文書

②-4 平成27年10月1日付け「〇〇病院に関連した医師に対する厚生労働省の行政処分について」

(2) 文書特定が不十分であるとする異議申立人の主張について

異議申立人は、異議申立ての理由として、本件処分が、①文書の探索が不十分であるか、②対象情報を解釈上の不存在か適用除外と判断することが違法である旨を主張している。実施機関の説明及び異議申立人の主張に鑑みると、本件においては、②は争われておらず、争点はもっぱら①の点であると考えられる。そこで、以下では、①についてのみ検討する。

実施機関の説明によれば、〇〇病院における精神保健指定医の指定取消処分後、本件請求がなされた平成27年11月17日までの間において作成された議会本会議及び委員会の議事録のうち、対象公文書に該当するものは上記に挙げられたもので全てということである。一般公開された議会における質疑の記録であること、何人も市議会ホームページの会議録検索システムを通じてその真偽を確認することができることに鑑みると、その説明は事実であると考えられる。

また、実施機関は、議会本会議及び委員会において議員・委員及び傍聴者に配布された資料には、本件請求に係る対象公文書はないと説明しており、議事録に記録された議員・委員ら、市長、健康福祉局長、病院局長の発言内容に鑑みて、この説明も事実であると考えられる。

議会本会議及び委員会において議員・委員が発言のために議場に持ち込む図表、地図、冊子、物品等についても対象公文書に当たるものはなかったと実施機関は説明している。実施機関においては、「議員又は委員が物品等を提示し、発言をしようとするときは、物品使用等申出書を発言日の前々日の午後3時までに議長又は委員長に提出する」（本会議及び委員会における物品等の持ち込みに係る申し合わせ事項）ものとされており、当審査会事務局の職員をして上記物品使用等申出書の綴りを検分させたところ、〇〇病院における精神保健指定医の指定取消処分に関わる議会審議に関して同申出書が提出されていないことが確認された。また、上記議事録に記録された質疑の状況をみる限り、この種の物品が使用

されていなかったことも窺える。したがって、この点に関する実施機関の説明も事実であると考えられる。

実施機関では、議員又は委員は、質疑・質問の内容を補完するために議場内に設置された大型映像装置（ディスプレイ）を使用することができる。このディスプレイで投影された情報に対象公文書に該当するものがないかどうかも問題となる。実施機関においては「ディスプレイに資料を表示する場合は、議員又は委員はディスプレイ使用申出書を発言日の前々日の午後3時まで議長又は委員長へ提出する」（議場内ディスプレイ使用に係る申し合わせ事項）ものとされており、当審査会事務局の職員をして上記ディスプレイ使用申出書の綴りを検分させたところ、〇〇病院における精神保健指定医の指定取消処分に関わる議会審議に関して同申出書が提出されていないことが確認された。また、上記議事録に記録された質疑の状況をみる限り、ディスプレイが使用されていなかったことも窺える。したがって、この点に関する実施機関の説明も事実であると考えられる。

以上より、本件全部開示処分によって開示された公文書以外に請求対象公文書はないとする実施機関の判断は妥当であると考えられる。

(3) 市長に対する異議申立てをもって議会に対する異議申立てとみなすことの可否

本件請求においては、市長部局である健康福祉局健康安全部医事・薬事課及び障害保健福祉部精神保健課において所管する公文書については全部開示・部分開示・拒否処分が市長により平成27年10月7日から26日にかけてなされ、それら処分に対して異議申立人は、同年11月2日から17日にかけて異議申立てを行っている。これに対し、議会が本件全部開示処分を行ったのは、上記のように同年12月2日である。平成27年11月になされた異議申立てをもって同年12月になされた全部開示処分に対する異議申立てとみなすことはできないといわざるを得ない。

なお、異議申立人の異議の趣旨は、平成27年11月2日になされた異議申立ては、市長に対する異議申立てのみならず、議会に対する異議申立ても含んでいるということであるかもしれない。しかし、平成27年8月10日に市長らと共に議長を宛名になされた開示請求に対して議会は、同年8月24日に全部開示処分を行っているのであるから、その処分が異議申立人に通知されてから60日以上を経過してなされたとみられる平成27年11月2日の異議申立てを、同年8月10日の議会に対する開示請求に係る異議申立てとみる余地はないというべきである。行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前のもの。以下「同法」という。）の下でなされた本件異議申立ての申立期間は、処分がなされたことを知った日の翌日から起算して60日であるから（同法第45条）、仮に11月2日の異議申立てを8月24日の議会の全部開示処分に対する異議申立てでもあると解したとしてもそれは不適法却下とならざるを得ないからである。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	大	関	亮	子
委員	早	川	和	宏
委員	人	見		剛
委員	葭	葉	裕	子